

奈良県公契約条例 早わかりQ&A

公契約条例は、適正な労働条件の確保や、より良い職場づくりを通じて、豊かで働きやすく住みよい、人に優しい奈良県づくりを目指します。

奈良県

Q1 公契約とは？

A 本条例においては

- ①県が発注する建設工事の請負契約
- ②県が業務を委託する契約
- ③県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定の3つをいいます。

Q2 条例制定の基本的な考え方とは？

A 公契約は、貴重な税金が遣われ、様々な行政サービスを県民のみなさんに提供する役割がありますが、公契約に従事する方々の労働条件などの労働環境のことも考えて、適切かつ公正に行わなくてはなりません。

Q3 公契約に関わる当事者の責任とは？

A

奈良県

契約する相手を適切に選んだり、契約を適正に行うよう求めるためのしくみをつくること

受注者・下請負者等の方々

公契約の当事者であることを自覚して、契約を適正に行うこと

Q4 報告などの手続が必要な公契約とは？

A ①建設工事の請負契約で、予定価格3億円以上
②業務を委託する契約※で、予定価格3千万円以上
③公の施設の管理に関する協定で、委託料上限額が3千万円以上
のもので、「特定公契約」と呼びます。

※ 該当する委託業務の範囲を警備や清掃など特定のものに限定しています。

Q5 県は受注者をどのようにして選ぶのですか？

A 保護観察対象者等の方を雇用しているか、障害のある方を雇用しているかなどの事業者の取組みを評価に反映したうえで、受注者を選定します。

評価項目の種類	評価方法／評価項目	
①「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」※登録	建設工事	業者格付け時 ①・③（障害者雇用）・④
②女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組	業務委託	特定公契約の総合評価入札の評価時 ①～⑥すべて
③障害者の雇用及びその促進に向けた取組		
④保護観察対象者等の雇用	指定管理	特定公契約の公募に係る審査時 ①～⑥すべて
⑤環境に配慮した事業活動		
⑥人権意識の向上に係る取組		

・⑥については令和5年7月1日以降公告分より適用

※ 奈良県で行っている働きやすい職場づくりを推進する県内企業の登録制度です。

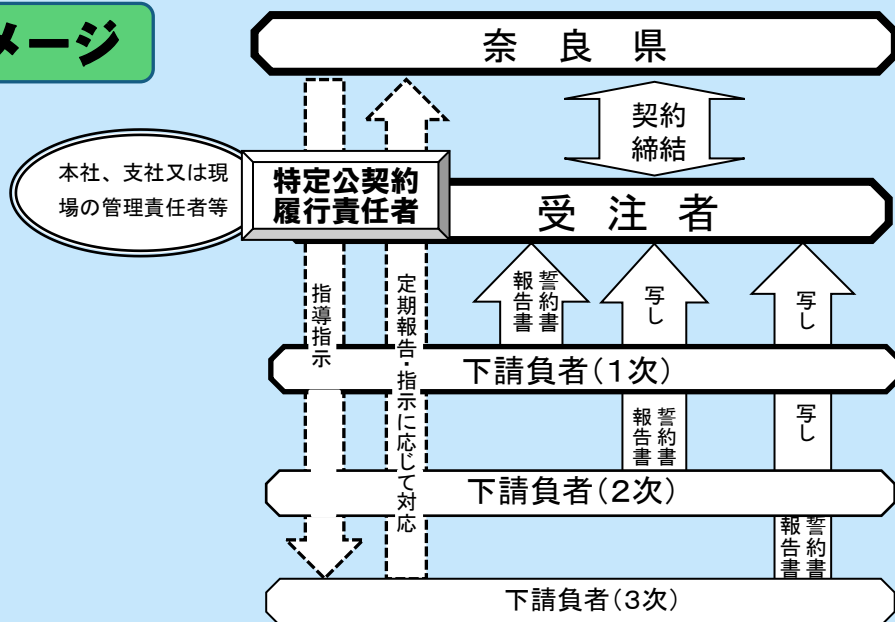
Q6 特定公契約の受注者や下請負者等※が行う手続とは？

※ 下請負者、受託業者、人材派遣業者を言います。

A 以下の手続を行っていただきます。

	いつ	どのような手続が必要か	誰が誰に
1	・ 契約後速やかに	・ 県との連絡や、下請負者等へ指導指示をしていただく特定公契約履行責任者を選んで報告していただきます。	受注者→県
2	・ 下請けさせる時 ・ 再委託をする時	・ 特定公契約の事業であること、賃金支払や社会保険加入の状況を報告すること、立入調査等に協力することなどを説明し、誓約書を提出してもらうようにします。	受注者→下請負者等
3	・ 事業に着手する時	・ 従事する労働者に対し、特定公契約の事業であること、最低賃金や社会保険加入を約束していること、疑問があれば県に申出ができることをお知らせいただきます。	受注者→労働者
4	・ 初回は事業着手から3ヶ月後 ・ 以降は6ヶ月毎	・ 賃金支払や社会保険加入の状況を報告していただきます。 ・ 下請負者等の報告は受注者が取りまとめていただきます。	下請負者等→受注者→県
5	・ 県から説明や資料の提出を求められた時	・ 求められた説明や資料の提出をしていただきます。 ・ 下請負者等の場合は、受注者が取りまとめて、説明や資料の提出をしていただきます。	下請負者等→受注者→県
6	・ 県が立入調査を行う時	・ 下請負者等に立入る場合は、特定公契約履行責任者が同行し、立入調査に協力するよう指示していただきます。	受注者→下請負者等
7	・ 県から最低賃金や社会保険加入が守られていないと通知を受けた時	・ 必要な対応をとった結果を報告していただきます。 ・ 下請負者等の場合は、受注者が取りまとめて、報告していただきます。	下請負者等→受注者→県

手続のイメージ



Q7 どのような場合にペナルティが科されますか？

A 受注者の方が次のことを行ったときは、過料処分や入札参加停止措置を行います。
下請負者等の方が次のことを行ったときは、入札参加停止措置を行います。
また、次の回の評価において減点します。

- ① 賃金支払や社会保険加入の状況を報告しないときや、うその報告をしたとき。
- ② 立入調査を拒否したり、妨害をしたとき。
- ③ 必要な対応やその報告をしないときや、うその報告をしたとき。

Q8 違反があった場合、公表されますか？

A 受注者が過料処分を受けた場合は、労働者や他の事業者へ情報提供するため、県ホームページで公表されます。入札参加停止措置を受けた場合も公表されます。

Q9 施行時期はいつですか？

A 平成27年4月1日です。
施行日以降に公告等のあった特定公契約に適用します。
建設工事の業者格付けでの評価項目は、平成28、29年度分から適用しています。

わからないことがありましたら、下記までご相談ください。

公契約条例全般について	奈良県会計局総務課 https://www.pref.nara.jp/36555.htm	TEL 0742-27-8906
最低賃金について	奈良労働局 労働基準部 賃金室	TEL 0742-32-0206
雇用保険について	〃 職業安定部 職業安定課	TEL 0742-32-0208
労働保険徴収関係について	〃 総務部 労働保険徴収室	TEL 0742-32-0203
障害者雇用率(法定事業所)について	〃 職業安定部 職業対策課	TEL 0742-32-0209
えるぼし・くるみんの認定 一般事業主行動計画の策定について	〃 雇用環境・均等室	TEL 0742-32-0210
健康保険、厚生年金保険について	日本年金機構 奈良年金事務所 厚生年金適用調査課	TEL 0742-35-1371
	日本年金機構 大和高田年金事務所 厚生年金適用調査課	TEL 0745-22-3531
	日本年金機構 桜井年金事務所 厚生年金適用調査課	TEL 0744-42-0033
保護観察対象者等の雇用について	奈良保護観察所	TEL 0742-23-4869
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業 登録について	奈良県 産業・観光・雇用振興部 雇用政策課	TEL 0742-27-8828
なら女性活躍推進倶楽部登録について	奈良県 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局 女性活躍推進課	TEL 0742-27-8679
建設工事に係る 県内建設業者の格付けについて	奈良県 県土マネジメント部 建設業・契約管理課	TEL 0742-27-7425
個別の契約案件について	県庁各担当課及び出先機関	